

■ 一般細菌培養同定 材料別検査要項 ■

検査材料		採取容器	保存条件	所要日数	実施料
【1】	口腔, 気道 呼吸器系材料	喀痰	<u>T6</u>	冷蔵	160点
		咽頭分泌物など	<u>T1</u>		
【2】	消化器系材料	糞便	<u>K, T1</u>	常温	180点
		胃液 胆汁など	<u>U2</u>		
【3】	泌尿器・ 生殖器系材料	尿(注1)	<u>U2</u>	冷蔵	170点
		婦人科分泌物	<u>T1</u>		
		尿道分泌物など (注1)			
【4】	血液または 穿刺液	血液	<u>T4*</u>	常温	215点
		胸水・腹水 髄液・関節液	<u>U2, T4*</u>		
【5】	その他	膿	<u>T1, U2</u>	冷蔵	160点
		皮膚	<u>T6, U2</u>		
		耳漏 眼脂など	<u>T1</u>		

* : T4容器は常温保存。またT4容器は塗抹鏡検不可。

(注1) リン菌検出目的の場合は常温保存してください。

(注2) 検体の採取方法や採取時期が適切でない場合は、正確な結果を得ることができません。

【2】消化器系材料で、クロストリディオイデス・ディフィシル関連下痢症(CDAD)を疑う糞便培養の場合は、目的菌クロストリディオイデス・ディフィシル(3489)の同時依頼が必要。糞便をT3容器で十分量採取してください。